

ナイジェリアM&Aマニュアル (2023年2月)

【レポートの利用についての注意・免責事項】

本レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）ラゴス事務所が現地法律事務所 Dentons ACAS-Law に作成委託し、2023年1月に入手した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は作成委託先 Dentons ACAS-Law の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性およびサービスの有用性の確認は、申込者の責任と判断で行うものとし、ジェトロは一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Dentons ACAS-Law が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

作成および問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課
E-mail : BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ラゴス事務所
E-mail : NLA@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

2019年まで、証券取引委員会（Securities and Exchange Commission：SEC）は、ナイジェリアにおける公開企業および非公開企業の合併、買収に関する主要な機関であった。2019年連邦競争・消費者保護委員会法（Federal Competition and Consumer Protection Commission Act 2019）の制定に伴い、2007年投資証券法（Investment and Securities Act 2007）の合併に関する条項は廃止され、連邦競争・消費者保護委員会（FCCPC）が合併を規制する責任機関となった。それでも、SECはナイジェリアの資本市場を規制する最高機関であることから、公開企業に影響する合併、買収を規制する権利を維持している。公開企業を除くすべての企業は、合併、買収に際しFCCPCの承認を得る必要がある。

1. 関連法

ナイジェリアにおける合併、買収を含む企業結合を規制する主な関連法は以下のとおりである。

a 2018年連邦競争・消費者保護委員会法（Federal Competition and Consumer Protection Commission Act 2018：以下「FCCPC」）

b 証券取引委員会（以下「SEC」）法

2021年8月30日、SECは合併、買収に関するSEC規則の改正を発表した（以下、「改正規則」）。SECの承認を必要とする取引として、改正規則は、公開企業に対し、以下の取引についてはSECの承認を申請することを義務づけている。

- 公開企業が関係する新設合併（amalgamation）または吸収合併（merger）
- 公開企業から別の形態の企業への転換または公開企業の株式再編
- 公開企業の再編。これには改正規則が定義する「カーブアウト」、「スピンオフ」、「スプリットオフ」が含まれる。
- 公開企業の経営方針またはポリシーに重大な変更をもたらす資産の取得または売却
- 公開企業の子会社によって行われる上記の取引

ただし、独占や競争の抑制を防止する権限はFCCPCにあることに注意する必要がある。取引にかかわる公開企業は、ほかの種類企業が取引にかかわっている場合でも、SECに承認を申請する義務がある。

c 2020年銀行その他金融機関法 (The Banks and other Financial Institutions Act, 2020 : 以下「BOFIA」)

BOFIA の Section 7 は、合併しようとする銀行その他の金融機関は、その合併案についてナイジェリア中央銀行 (CBN) の承認を得なければならないと定めている。

d 法人所得税法 (Companies Income Tax Act : 以下「CITA」)

合併を検討する企業は、合併を成立させるために連邦歳入委員会 (Federal Board of Inland Revenue (FBIR)) の承認を得る必要がある。具体的には、CITA の Section 29 (12) は次のとおり定めている。

「企業が行ういかなる商売または事業の合併・買収・譲渡・再編も、本 Section の Sub-Section (9) に定める FBIR の指示を得て、キャピタル・ゲイン税法に基づき支払期日が到来している可能性のある税金の精算を行わない限り実施できないものとする。」

Section 30 (1) は、税務上の優遇措置を目的とした人為的な取引の防止に関する規定を定めている。

e. ナイジェリア通信法 (The Nigerian Communications Act)

2003 年ナイジェリア通信法 (NCA) Section 90 は、ナイジェリア通信委員会 (Nigerian Communications Commission : 以下「NCC」) に、ナイジェリアの通信市場に関して、一般的なものであれ特異的なものであれ、競争に関する法律および規定のすべての者による遵守状況を判断、公表、管理、監視する権限を与えている。この権限に従い、NCC は、行政機関による規則制定として 2007 年競争行為規定 (Competition Practices Regulation 2007 (CPR)) を発令した。その規定 26 では、NCC は、通信セクターで行われるすべての合併、買収について審査することができると定めている。この合併審査権限は、FCCPC と共同で行使される。

2. 合併の分類

合併は、該当する合併状況の基準を満たす場合、FCCPC への届け出義務が生じる。FCCPC 発行の合併審査ガイドライン (Merger Review Guidelines (MRG)) の 2.3 項によると、該当する合併状況が生まれるのは、以下の**累積**基準を満たす場合である。

- i. 二つ以上の事業体が共通の支配下に置かれなければならない。または、実行されれば、それらの事業体が共通の支配下に置かれることが明らかな取り決めが進行中または検討中でなければならない。
- ii. 買収される事業体の前年のナイジェリアでの取引額が所定の閾値を超えているか、または合併する事業体の前年のナイジェリアでの取引額を合わせた値が閾値規定 (Threshold Regulations) で定められた所定の閾値を超えている (「取引額テスト」として知られている)。FCCPC は、一つ目の基準が満たされていないと判断した場合、該当する合併状況が生まれていないため、二つ目の基準は検討しない。

3. ナイジェリア法に基づく合併手続き

事前通知段階

事前通知協議段階では、合併当事者が、正式な通知の少なくとも 2 週間前に FCCPC に連絡する。この協議の目的は、合併通知プロセスの範囲を決定することである。

正式な合併通知

次に行われるのが正式な合併通知であり、標準的なまたは簡易化された手続きによって行われ、該当する書式を使用し、必要書類を添付する。簡易手続きは、自己評価に基づき、合併当事者が、提案された合併が競争を妨げるまたは弱める可能性は低いという見解であり、この結論を見直すようなそれ以上の証拠がない場合に用いることができる。

3.1 適用手数料

FCCPC への合併通知に適用される手数料は以下のとおりである。

- 申請手数料－合併当事者 1 社につき 5 万ナイラ
- 迅速処理手数料－1,000 万ナイラ
- 合併通知手数料：以下の高い方の手数料が適用される。

- 下表記載の支払われる対価のパーセント
- 下表記載の前年度取引額のパーセント

閾値	手数料（取引の対価）	手数料 （合算した前年の年間取引額）
最初の 5 億ナイラ	0.45%	0.45%
次の 5 億ナイラ	0.45%	0.45%
それ以降	0.35%	0.35%

3.2 合併状況が存在するか検討する際の実証的検証

連邦競争・消費者保護委員会法（FCCPA）Section 94（1）は、FCCPC に二段階の審査を実施することを要求している。第一段階では、FCCPC は、その合併がナイジェリアの関連市場における「実質的に競争を妨げるまたは弱める」（SPLC）可能性が高いかどうか判断する。FCCPC の審査の結果、そうでないとされた場合、合併は承認される。FCCPC が SPLC の状況があると判断した場合は、第二段階の審査を実施し、そこで合併の徹底的な実証的検証が行われる。この段階で FCCPC は、効率や公共の利益の考慮といった要素で、SPLC の状況を相殺または転換し得るかどうかとも検討する。

合併を審査する際に FCCPC が懸念するのは、合併によって生じる可能性のある以下のような反競争的な悪影響である。

- 競合する 2 企業の合併で両社間の競争がなくなり、合併後の企業が有利に価格を引き上げることができる。
- 水平型合併と非水平型合併の両方における協調的行動による影響、すなわち合併によって市場の複数の企業（合併後の企業を含む）が協調できる状況が生まれるまたは強まるため、それらの企業による価格の引き上げが可能になるまたはその可能性が高まる。
- 主に非水平的合併によって生じる垂直的効果またはコングロマリット効果、すなわち合併によって、合併後の企業が少なくとも市場の一つにおいて市場支配力を行使できる能力が生まれまたは強化され、その結果競争状態が弱まる。

3.3 FCCPC がネガティブ・クリアランスを与えるのはどのような場合か。

FCCPC は、合併案が以下のいずれかに該当する場合は、合併を承認するネガティブ・クリアランス（独占禁止上の問題はないという不問証明）の申請を認めてこれを与える。

- ・ FCCPA の Sections 92 (3) (a) の要件に基づき適用除外される場合。
- ・ FCCPA の Section 92 (2) (f) に基づく重要な影響力の行使を確証させるような状況を引き起こさない場合。
- ・ 該当する合併が、FCCPA による届け出義務がないものである場合。

3.4 SPCL- FCCPC による考慮事項

FCCPC が合併により SPLC（実質的に競争を妨げるまたは弱める恐れ）が起り得ると判断した場合に、認識されている反競争的影響と引き換えに得られるものとして評価される以下の要素が考慮される場合がある。

- a) 合併によってもたらされる効率。それにより既存資産のよりよい活用が可能になり、結合企業が、それぞれ単独で達成するよりも低いコストを達成できる。FCCPC によると、効率を論拠にする者は、効率が得られる可能性が高いこと、合併に特有のものであること、合併案の反競争的影響よりも大きくそれを相殺することを、証明しなければならない。
- b) 公共の利益の増進。これは実質的で合併に特有のものでなければならない。そのほかに、公共の利益の考慮は、以下の点に基づいて評価されなければならない。
 - ・ 特定の産業セクターまたは地域、例えば電力の安定供給など
 - ・ 雇用
 - ・ 国の産業が国際市場で競争する能力
 - ・ 中小企業（SME）が競争力を持つ能力
- c) 合併する企業の 1 社が財政困難または破産の危険に陥っている場合に、通常なら反競争的合併とされる合併の承認を正当とするために持ち出すことができる破綻企業の抗弁。FCCPC によると、破綻企業の抗弁が認められるには、以下の条件が累積的に満たされる必要がある。

- ・当該企業は近い将来に金融債務を弁済できない。
- ・管財人による管理またはその他の手続きによって事業を再建させることが可能であるという見込みがない。
- ・破綻企業の資産は、合併取引が行われなければ関係市場から撤退する。
- ・問題の合併より反競争的でない結果をもたらす別の有望な選択肢がない。

3.5 FCCPC の決定の司法審査

FCCPC の合併審査に関する決定は、FCCPA に基づいて設立された連邦競争・消費者保護裁判所（Federal Competition and Consumer Protection Tribunal (FCCPT)）で、第一審の司法審査を受ける。NCC の合併審査に関する決定、または競争規制権限の行使に対するすべての不服申し立てまたは見直し要求は、FCCPT に送られる前に、第一審として FCCPC が審理し判断する。